

社会福祉法人 神戸市灘区社会福祉協議会
令和4年度「こどもの居場所づくり事業」立ち上げ助成 実施要項

1. 目的

こどもの居場所についての取組みが全国的な広がりをみせています。これは、共働き世帯の増加や、家族・地域の子育て機能の変化等、子どもを取りまく環境が大きく変わったことに原因があるといえます。

「子どもを孤立させない」「次の地域を担う子どもを地域で育てる」という視点から、灘区社会福祉協議会では小学校区に1ヶ所以上の子どもの居場所設置を目指し、居場所の立ち上げを行う団体に対し、立ち上げに係る経費の助成を行います。

更に、継続した居場所運営が出来るよう関係機関・団体等との連携や、運営方法のノウハウ等を継続して提供してまいります。

2. 実施期間

令和4年4月1日（金）～ 令和5年3月31日（金）

※助成申請締め切りは 令和5年2月28日（火）

報告書提出締め切りは 令和5年4月5日（水）

3. 助成対象団体

灘区内で活動する地域団体、ボランティアグループ、NPO 団体等で
構成員3名以上の団体

4. 助成額

1 団体につき 50,000円（上限）助成 （総額500,000円）

5. 対象とする活動

助成申請団体が行う「こどもの居場所づくり事業」

①子ども食堂、②学習支援 ③その他活動 についての今年度新規立ち上げ経費
（立ち上げ準備に係る経費や、事業の試行期間の必要経費等も含む）

6. 申請方法

別紙申請書（様式1）に必要事項を記入の上、灘区社会福祉協議会窓口へ提出

7. 助成金振込

助成決定後、助成金請求書（様式3）に基づき20日以内に指定口座へ振込

8. 実績報告及び精算

助成を受けた団体は、立ち上げ実施終了後または令和5年4月5日（水）までに、活動報告書（様式4）と支払い根拠書類（領収書等）を提出。

余剰金が生じた場合は返還。